

第 11 回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会

日時：2012 年 8 月 3 日（金）10：00～12：15

場所：ジェットロ本部 5階 E 会議室

事務局（ジェットロ総務部 佐々木主幹）：

おはようございます。それでは時間まいりましたので、ただいまから第 11 回のジェットロ環境社会配慮諮問委員会を開催させていただきます。審議に入りますまでは、進行はこちらのほう、事務局でさせていただきますので、了解いただければと思います。

最初に簡単ながら、事務連絡でございますけれども、配付資料の確認でございますけれども、種類と分量、非常に多くなっておりますので、一つ一つは確認いたしません。進行中、不備がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

それから資料の中で、年度がいくつか出てきますけれども、実はジェットロは、第一半期の途中から、西暦に統一するということになりました。ただ過去の資料、それから受託事業につきましては、受託元の表現もございますので、今は混在、併記になっております。ちょっとわかりにくい内容でございますけれども、ご了解いただければと思います。

それでいつものことですが、議事録を作成させていただきますので、録音をさせていただきます。ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただければと思います。

それでは最初に総務担当理事の平井昌博のから、ごあいさつを申し上げます。

ジェットロ平井理事：

おはようございます。今日は大変暑い中、本委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。このジェットロの環境社会配慮諮問委員会が発足しまして、早くも 2 期 4 年が経過いたしました。今年度から 3 期目に入りますが、原科委員をはじめ、皆様には 2014 年度末まで引き続きまして本委員会にご参画いただけますことを、心からお礼申し上げます。また、今年度から新たに、芝浦工業大学の塩田先生にも委員にご就任いただきました。今後も専門の建築工学の立場から、ぜひご助言をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご承知のとおり、本委員会の審議事項の中心となっている案件形成調査事業は、受託契約の形式も、前年度から変更となりまして、委員会の意見がすぐに事業に反映され難いかたちとなっております。また、現在のガイドラインが適用できない部分も出てきており、同ガイドラインの改定も課題となっているところでございます。ただ、本諮問委員会発足後、各調査報告書の環境社会配慮部分には、改善に変化は見られるとの報告も受けております

し、委員会の効果は確実に浸透しつつあるもの、と認識しておるところでございます。

また、昨年度も申し上げましたけども、受託事業ではあっても、それを実施するのはジェットロであり、公的機関として私どもが実施等に関する環境社会配慮姿勢を後退させないというのが、私どもトップの強い意向でもあります。委員の皆様には、これまで以上にご苦勞をおかけすることになりますけども、私どもの置かれた状況にご配慮いただきつつも、今後ともご助言・ご指導賜りますよう、よろしく願い申し上げます。今日もお忙しい中、ありがとうございます。ぜひ今後とも、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

どうもありがとうございました。それでは、出席者をご紹介します。最初に委員の方ですけれども、今回 2008 年度から数えて 3 期目ということで、12 年度から 14 年度までの任期でございます。9 名の委員の方が再任、それから 1 名の委員の方が新任ということで、合計 10 名で構成させていただきます。

それではご紹介いたします。学識見識者で、新たに就任していただきました、芝浦工業大学の工学部の講師であります塩田正純先生でございます。先生、一言ごあいさついただければ。

塩田委員 :

どうも初めまして。塩田と申します。私の専門は、建築屋なんですけど、建築も結構広くて、その中で、音、いわゆる音というのはサウンドと言ってますけど、私のほうはうるさい音ですね、ノイズ。それと、最近、海外でも国内でもいろいろ問題になってる風力発電の、低いほうの音の問題とか、それから振動関係。日本でも道路交通振動とか、地下鉄の振動ですね、それがこういう建物の中に入ってきて、深夜眠れなくなるとか、そういう睡眠障害、そういうようなことについて、どういうふうにして解決していったらいいだろうか、というようなことを、ずっと、約 40 年近く、そういう研究をやってきました。現在、もう定年になってまして、実は今、非常勤ということで、芝浦工業大学での音環境設計というのを、実は教えております。先ほど説明した内容のことについて、学生にそういう講義をしております。

日本では、音とか振動関係での、いわゆる要素的な講座を持っている大学というのは、ほとんどありませんので、現在は環境工学という講座の中に、音が 2 コマぐらいしかない。あとは熱だとか、照明だとか、そういうようなところということで、専門家もだんだん少なくなっているという、自分としては非常に危惧をしているんですけども。そういう中で、こういうような国際的な内容のことについて、こちらで協力できるということについては、非常にうれしく思ってます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それから、原科幸彦先生でございます。先生は千葉商科大学政策情報学部教授でいらっしゃいますけども、3月に、一度、東工大のほうを退職されまして、今も名誉教授でございますけども、現職に就かれているということでございます。

それから、村山武彦先生。現在は東京工業大学の大学院の教授でいらっしゃいます。3月までは早稲田大学の大学院のほうに在席をされていますけども、4月から現職ということでございます。

それから、明治大学の法科大学院教授であります柳研二郎先生でございます。

それから、NGO、NPO 関係者でございますけれども、メコン・ウォッチ顧問の松本悟様でございます。松本さんは、4月から法政大学の国際文化学部の准教授にも就任をされています。

それから、国際環境 NGO の FoE Japan の満田夏花さんでございます。

それから産業界のほうでございますけど、社団法人海外コンサルティング企業協会、専務理事の高梨寿様でございます。

それからもうひとかた、本来なら社団法人産業環境管理協会の参与の宮崎章様、産業界、いらっしゃいますけども、今回はご都合で、欠席ということでございます。

それから、政府機関ですけれども、JICA、国際協力機構国際協力専門員の田中研一さんです。今、いらっしゃいました。

それからもうひとかた、本来はJBICの環境審査室長、丸上貴司様がいらっしゃいますけども、今回はご都合で欠席ということでございます。

それから、ジェットロ側でございますけども、総務部長の古谷朋彦でございます。

それから、案件形成の担当部長でございます、機械・環境産業部長の山田安秀でございます。8月1日に着任をしております。一応、一言。

山田部長 (ジェットロ機械・環境産業部) :

8月1日付で前任の市原健介の後任でまいりました、山田安秀と申します。直前はNEDOにおりまして、海外の案件を一応全部見るということで、国際部長を拝命しておりました。今後皆様と一緒にこの委員会を運営させていただきたい、というふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

どうもありがとうございました。それから総務部総務課長の仲条一哉でございますけど、5月に就任しております。今日は今、ちょっと別の会議の司会をしておりますので、途中から参加をさせていただきます。それから総務部管理課長の本田雅英ですが、4月に前任から引き継いでおります。それから同じく、機械・環境産業部、環境・エネルギー課長、峯村直

志でございます。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

よろしく願いいたします。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

それから同じく、機械・環境産業部、インフラ・プラントビジネス支援課長の村上義でございます。

ジェットロ村上課長 (機械・環境産業部インフラ・プラントビジネス支援課) :

村上です。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

ご存じのように、村上は昨年まで課長代理でしたけども、今年度から課長に昇格をしております。それから、事務局は、総務の私、佐々木と浦辺で進行させていただきます。変更はございません。

それでは次第の 3 番目でございますけども、委員長の選出に入りたいと思います。今回、先ほどもご説明しましたけれど、3 期目に入ります。事務局としましては、皆さんもしご異存なければ、前期同様、委員長に原科委員、副委員長に柳委員を推挙したいと思っておりますけども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。それでは原科委員長、それから柳副委員長で、引き続きお願いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、以後の議事につきましては、委員長のほうに**お任せ**をしたいと思っております。

原科委員長 :

それでは、ご推挙いただきまして、またご賛同いただきましたので、私と柳先生で進めさせていただきます。今日は傍聴の方、おられない？

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

今日いません。

原科委員長 :

なし。それでは、議題に入りたいと思います。次第 3 の 4) で、2011 年度 (平成 23 年度)、西暦をこれから使うことになりましたけども、実施事業における環境社会への実施について、でございます。「①案件形成調査事業以外について」ということです。この件を、2 つあるんですね。一つは、2011 年における温室効果ガス排出削減に配慮した契約等についての報告からです。総務部管理課の本田課長、お願いいたします。

ジェットロ本田課長 (総務部管理課) :

本田でございます。それでは、ご報告のほう、させていただきます。

今回、報告させていただく内容は 3 点でございます。まず第 1 点目は、平成 23 年度、2011 年度の温室効果ガス削減について、でございます。実は現在、この資料につきましては、公開用のものをちょっと準備しておりまして、今回ちょっと間に合わなかったものですから、本当に申し訳ありませんが、この部分については、ちょっと資料なしで、まずご報告させていただきたいと思っております。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

すいません。資料の 6 からでございますので、ちょっとめくっていただければと思います。

ジェットロ本田課長 (総務部管理課) :

ジェットロでは、2005 年に閣議決定されました「京都議定書」目標達成計画等に基づき、2008 年 3 月に温室効果ガス排出削減のための自主計画を策定しました。この計画では、2010 年度から 2012 年度までの温室効果ガス排出量の平均を、機構全体として対 2006 年度比で 6% 削減することを目標としまして、温室効果ガスの削減への一層の取り組みを図っております。2011 年度においては、東日本大震災に起因します節電に積極的に取り組んでまいりました結果、温室効果ガスの排出量を、2010 年度比で、これ、まだ暫定値ではありますが、17%削減することができております。従いまして、今現在、目標としてます 6%削減については、目標達成に向けて、順調に推移しているところでございます。昨年を引き続きまして、節電については取り組んでおりまして、例えば照明の数を間引きすとか、あと昼休み、夜間の消灯の徹底、あと PC モニタ等の電子機器のこまめなスイッチのオンとオフ、また特に夏季の期間中につきましては、室温の設定を 28℃を維持するような取り組みをしております。

続きまして、第 2 点につきましては、これはお手元の資料 6 になります。こちらにつきましては、2011 年度における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の締結実績の概要について、でございます。こちらにつきましては、すでにジェットロのウェブサイトでも公表しているものでございます。2007 年に環境配慮契約法が定められまして、この法律により、国やジェットロなど、独立行政法人は電気の供給を受ける契約や自動車の賃貸借等に係る契約、省エネ改修に係る契約など、温室効果ガスの削減に配慮した契約の締結が求められております。ジェットロにおいては、当該契約を行っているものは、電力の供給を受ける契約のみです。お手元の資料の契約締結件数が 39 件となっておりますが、これの中身としましては、例えばこのジェットロの本部、あと大阪、その他、地方の事務所、そしてアジア経済研究所の電力契約の数でございます。そのうち、独自に電気の供給を受けている締結をしているのは、独立した建物を使用しているアジア経済研究所 1 件となっておりますの

で、うち 1 件というのは、このアジア経済研究所のものです。

なお、ちょっと見慣れない「裾切り方式」というものがありますが、簡単に説明いたしますと、電気事業者の二酸化炭素排出係数環境負荷低減に関する取り組み状況を評価して、その電気事業者を選定するための入札に当たって、それにふさわしい業者の入札を認める、というような方式をとっております。

最後になりますが、こちら、資料の 7 でございます。平成 23 年度、2011 年度環境物品等の調達実績の概要です。こちらについてもジェットロウェブサイトで 6 月の 15 日付で公表されております。環境に配慮した物品の調達促進のために制定された法律、通常、グリーン購入法と言われているのですが、これに基づいて、2011 年度の物品調達の実績を示したものです。主なものとしましては、紙類、文具類、OA 機器が調達対象物となっております。なお、調達量などについては、ウェブサイトで公開をしております。2011 年度におきましては、目標調達率は概ね 100%でした。

今年度、環境物品の調達方針もすでにウェブサイトで公開されております。これが資料の 8 になっております。引き続き、環境に優しい物品の調達に努めてまいり所存でございますので、引き続き、目標達成をすべく努力してまいりたいと思っております。

以上で、私のほうから報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

原科委員長：

どうもありがとうございました。今のご説明に関しまして、何か質問ございますでしょうか。あるいはご意見等ございましたら、お願いします。

温室効果ガス排出削減で 17%とかなり。たまたまいろんな事情があったからということだと思いますけど、来年はどんなふうになるか、見通し、特別な事情を割り引くと、どのくらいいきそうな、そういう見当はつきますか。

ジェットロ本田課長（総務部管理課）：

そうですね。今ちょっとその数値も別途準備をしております。ただ、昨年が非常に大きく…。例えば空調も、ある意味、職員にはちょっと負担をかけた中で、一部止めたりとか、そういうことも、やはり節電ということできつくしておりましたので、そういう意味では、若干、去年がちょっと特別な数字だったというふうに。

原科委員長：

少し戻るかもしれない？

ジェットロ本田課長（総務部管理課）：

そうですね。そういうふうには考えております。

原科委員長：

17%ですから、ずいぶん大きかったですね。少し戻っても大丈夫だという感じでしょうかね。ありがとうございました。何か他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

柳副委員長：

柳ですけども。どういうふうにしてアジ研の電気事業者を選択、裾切り方式って、具体的にはどうするんですか。

ジェトロ本田課長（総務部管理課）：

ちょっと、アジア経済研究所のほうで実際に手続きを進めておるものですから、正確にちょっとお伝えできるか自信がないんですが、やはり環境に、電力事業者、電力会社さん、そういうところで、環境に配慮した企業であるかどうか、そういうものを事前に入札の前に確認をして、そういった業者さんに入札に入ってくださいと。そのための事前の確認をするというのが、この裾切りということでございます。

柳副委員長：

あまり、東京電力以外に、他に電力供給というのはないのでは。最近は売電方式もいろいろと検討はされてますけど、過去にいくつか、複数業者というのは、電力事業者というのは、あったんですか。

総務部本田課長：

すいません。この入札の公告というのが、実は平成 22 年ですので、2010 年の 12 月にします。何社応札、入札に参加したか、ちょっと今、手元に資料がないものですから。ただ実際に落札したのは、東京電力というふうに聞いております。

原科委員長：

私、ちょっと勝手な解釈しましてね。ある規模から、応札業者の企業によって、まず分類して、ある規模以上のものが、210 何万 kWh で、それ規模以下のものが 170 万と。こういうふうに勝手に理解した。それは間違いですか。何社かあるかと思って、聞いてたんですけど。

ジェトロ本田課長（総務部管理課）：

そうですね。何社か複数の会社があったんだと思うんですけど。すいません。そこはちょっと推測の域です。

原科委員長：

全体じゃ 380 万だけど、裾切り方式が適用されたので 212 万と、こういう評価ですね。だからそうすると、最低 2 社あったように思ったんだけど。

ジェトロ本田課長 (総務部管理課) :

そうですね。やはり 1 社ではなくて、複数の会社が入札に参加をするということになって…。

原科委員長 :

それはまた、具体的に教えていただくといいですね。今日この場でなくて、後で。後ほど、教えてください。

ジェトロ本田課長 (総務部管理課) :

はい。

原科委員長 :

じゃあ、村山さん。

村山委員 :

資料 7 と 8 のグリーン調達の場合なんですが、資料では、実績のところ、目標は概ね 100% で、実績が概ね 100%、という表現になってるんですけど、ちょっと、そうだと思うんですが、もう少し詳しく教えていただくことができれば。今年度というわけではないんですけども、来年度、例えば資料 8 のように、かなり細かく分けておられるので、主だったものだけでも構いませんから、目標に対して実績がどうだったかということ、もう少し詳しく示していただいたほうが良いような気がします。

ジェトロ本田課長 (総務部管理課) :

かしこまりました。そちら、主な品目とその目標と実際の数値ですね。そちらはお示しするようにいたします。

村山委員 :

文房具の例ですと、かなり細かいものは必要ないと思うんですよ。例えば紙類はどうだったかとか。

ジェトロ本田課長 (総務部管理課) :

かしこまりました。

柳副委員長：

ついでに、グリーン調達の方は、毎年閣議決定で決めてるのですが、最近の傾向としては、役務関係ってどんどん増やしてるんですね。だからまた、新たな調達の項目が増える可能性があるんで、その点も配慮していただければと思います。

原科委員長：

何関係？

柳副委員長：

役務。

原科委員長：

ありがとうございます。じゃあ、他にはよろしいでしょうか。

じゃあ、次にまいりましょう。2つ目でございます。2011年度の環境・エネルギー分野海外販路開拓支援プログラム。これは専門家派遣事業。これについて、報告いただきます。それではこれは、機械・環境産業部環境・エネルギー課の峯村課長。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

峯村でございます。おはようございます。

資料の5をご覧ください。横になったものですね。2011年度、環境エネルギー分野海外販路開拓支援プログラムというもので、これは日本の環境・エネルギー分野の企業さんの海外展開を支援するというプログラムでございます。この中の一環で、専門家派遣事業というのを実施しております。2011年度はメキシコとマレーシアに専門家を派遣して、具体的には省エネ診断というのをやっております。省エネ診断というのは、こういった途上国あるいは新興国のエネルギー多消費型の企業に対して、専門家を日本から派遣して、省エネ診断をやって、改善提案をしていくというものでございます。メキシコについては食品分野、マレーシアもそうなんです、食品分野で、特に蒸気の利用に関する診断を行いまして、年2回、専門家を合計2名、同じ専門家ですが、前半と後半、前半にまず行って診断をして、改善の提案をして、後半の派遣のときに、その状況を確認したというふうなスタイルでございます。マレーシアについても同じ食品分野なんです、これは冷却の工程ということで、その分野の専門家を同様に年2回、2名派遣しまして、診断を実施しております。

以上、簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます。

原科委員長：

ありがとうございました。それではこの件に関しまして、ご質問、ご意見等、ございます

でしょうか。

高梨委員：

これはどういう方を派遣されますか。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

企業の方を派遣しております。

高梨委員：

それはどういうかたちで。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

公募で。公募で選んで、企業の方に専門家になっていただいて、最終的な目的は、日本の環境省エネ機器の売り込みというか導入でございますので、診断をして改善提案をして、最終的に日本の機器の導入を、診断した先の現地の企業に検討いただく、というふうな目的で実施しております。

高梨委員：

その行かれた専門家は、自分の会社の機器の売り込みもやってもいいということですか。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

そうですね。

高梨委員：

ああ、そうなんですか。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

その後、営業にもつなげていただくと。ただ、診断のときは、一応、公的な立場として診断をして改善をして、そのセミナーをその企業だけではなくて、業界全体に対してセミナーもやってもらって、その省エネ診断の結果も、業界および政府に公開するというふうなことをしております。

高梨委員：

これは当然、費用はジェットロさんのほうで。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

ええ。ジェットロでもっております。ですので、必ずカウンターパートというところをつかまえて、メキシコの場合だと、こういう業界団体ですね。あとマレーシアの場合は、マレーシアの水環境エネルギー省の傘下にある MGTC というところをカウンターパートにして、そこを通じて、企業を向こう側に選定してもらって、一応、業界全体にも省エネ診断の結果を共有するというふうな目的でやっています。それ以降は企業様の努力で、ぜひ売り込みにつなげてください、というふうなことでやっております。

高梨委員：

これは専門家派遣の募集といたしますか、応募状況はどうですか。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

応募状況はウェブでやっておるんですが、そんなにはないです。

高梨委員：

ああ、そうですか。本当は自分の企業の営業までできるんだから、非常にいいと思うんですけど。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

そうですね。

高梨委員：

あと、現地のニーズというの、これ、どうやって掴むんですか。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

現地のニーズは、事務所がありますし、通常、海外販路開拓支援プログラムというもので、だいたい展示会に出たり、商談会をやったりというふうなのを、毎年、いろんなところでやっております。あと、環境・エネルギー関係の調査もやっておりますので、その活動の中で、だいたいこういう分野で、この国ってこういうところに問題があり、ニーズがあり、この業界が、多分、省エネのニーズが一番高そうだなというようなところを、現地の事務所で見つけてもらって、カウンターパートに話をして、向こうも、ぜひやろうというふうな話になったら、じゃあ、やりましょうというような。

高梨委員：

その段階が一番、実は大変重要なんですね。

ジェットロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

そうですね。

高梨委員：

これは年間 2 ヶ国が予算上限なんですか。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課)：

予算上は特に決まっていらないんですが、結構、手間がかかるので、がんばって 3 件ぐらいかと。昨年は 2 件で、今年は 3 件やろうかなと考えてはいます。

高梨委員：

民間に省エネ協議委員会というのがあるんですね。そういうところとタイアップしたらいいですね。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課)：

タイアップしていますね。世界省エネルギーとビジネス協議会というのが経団連の傘下にあって、だいたい 70 社ぐらい入ってるんですが、そこは省エネ診断ではなくて、商談会をやったり、展示会に出ていただいたり、ミッションを派遣したり、というふうなことを共同でやらせていただいております。

高梨委員：

私もそのオブザーバーに入っているもんですから。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課)：

ああ、そうですか。

高梨委員：

だからいつもこういうことで、現地のニーズを掴むのをどうしようか、というふうに悩んでいるんでね。ジェットロさんが、こういうスキームがあれば。ありがとうございました。

原科委員長：

これは、予算はどのぐらいなんですか。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課)：

予算は国によって違うんですが、予算として出してるのは、専門家 2 名の渡航費と、それから技術料として、一日確か 2 万円、掛ける日数分ですね。それと診断書作成料として、いくらか、ちょっと、厳密には覚えてないですけども。

原科委員長：

総額どのぐらい？

ジェトロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

総額だいたい、多分、1 件 1 ヶ国当たり、250 万円から 300 万円ぐらいかかっています。

原科委員長：

2 つで 500～600 万円？

ジェトロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

そうですね。そのぐらい。

原科委員長：

お聞きしたのは、こういうことであれば、もっとたくさんの国を対象にしたほうがいいんじゃないかと思ってね。1 ヶ国当たり大した金額でなきゃね。2 ヶ国やったら 200～300 万、20 件で 5,000～6,000 万でしょう。そのぐらいやったらいいんじゃないかと思いますよ、こういうことであればね。そう思ったんで、お聞きしたんですよ。ただ、たくさんだと手間も…。

ジェトロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

金額よりも手間のほうが、かなり…。

原科委員長：

たくさんあれば、ある程度ルーチン化していくから、効率は上がりますよね。だから数が増えたから、自動的に手間がそれだけ増えるわけじゃなくてと思うんですけど。

ジェトロ峯村課長（機械・環境産業部環境・エネルギー課）：

そうですね。やっぱりお金かけたから、回数やれば必ず回るというものでもないと思っておりまして、下準備をしないといけませんし、現地の事務所のほうでもかなりニーズを把握して、カウンターパートとも話をして合意するというようなプロセスがかなり手間がかかりますので。

原科委員長：

その手間をかけると、相手国に喜んでもらえるんですか、日本は。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

そうですね。喜んでいただけますね。

高梨委員 :

ニーズの発掘のところ、こういう専門家を派遣する仕組みをちょっと入れるといいかもしれないですね。事務所でやると大変なんですよね。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

ええ。そうですね。

原科委員長 :

エネルギー関係は、もう経産省でやってるわけですよ、こういう種のことを。ジェットロでやるんじゃなくて。エネルギー、特に私の大学、東工大学のほうですけど、石炭火力を CO₂ の燃焼効率を上げて、相対的に CO₂ 発生なくそうという。そういうのが非常に良いという、かなり、うちの同僚が言ってましたと。そういうのは、もう経産省でいろいろやってるんですよ。ジェットロでなくて。

ジェットロ山田部長 (機械・環境産業部) :

やっています。石炭課のほうで、直接やっています。

原科委員長 :

それはやってるから、そういうものはこの対象にならない？

ジェットロ山田部長 (機械・環境産業部) :

それは J コールとか NEDO とか、あるいはそういうところを使って。

原科委員長 :

そちらのほうで推進していると。ジェットロは、そういうのじゃなくて、こういうのがありますと。

ジェットロ山田部長 (機械・環境産業部) :

そうですね。省エネの機器ですとか、そういう技術分野の、日本の海外展開につながりそうなものというのがターゲットになってます。

原科委員長 :

そうするとやっぱり、2 件だけじゃ、狭すぎる。

塩田委員 :

ちょっと細かい話になっちゃうかもしれないんですけど、ここに「省エネ装置」と書かれてるけど、具体的にどういう装置を導入するんですか。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

省エネ装置。例えば 1 番のメキシコの場合ですと、専門家になっていただいた企業は、TLV という兵庫県の会社でありまして、スチームトラップという、そういう装置をつくってるんですね。

塩田委員 :

それは省エネというのは、誰が言うんですか。この装置は省エネ装置ですよというのは、誰が言ってるんですか。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

それは蒸気の量を、そのスチームトラップで蒸気を効率的に活用することができるので、例えば蒸気をつくるために、ボイラーをだいたい焚くので、ボイラーに使う重油あるいは天然ガスを使用…。

塩田委員 :

従来の装置よりもエネルギー量が少ないから、それは省エネの装置ですよ、それを導入しますと。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

それをもって省エネと言っています。

塩田委員 :

派遣する方は、その内容のことについて、よく理解されてる方が派遣されてるんですか。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

よく理解されてます。

塩田委員 :

その装置のメーカーの、企業の人が行ってるというわけじゃないんですね。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課) :

ええ。メーカーの企業もそうなんですけども、例えばその TLV という会社さんですと、そういう装置も売ってますけれども、工場全体のエネルギー管理というふうな診断も、日本国内でやっていますので、全部、工場を 2 日間がかりで、全て工場をチェックして、全部測って、蒸気を全部測るいろんな道具があるんですけども、それを測って、ここがやっぱり漏れているだとか、あとデータも全部企業さんから出していただいて、重油なら重油、どのぐらい使っているか、電気代いくらかというふうなのを全部いただいて、それで計算して、本当だったらこのぐらい削減できますねと。例えば装置を何も導入しなくても、このぐらいは省エネできますよ、というような提案もしています。装置を入れると、もっとこれだけ省エネできますよ、というような提案もしていただいています。

塩田委員：

その提案した結果を向こうへ行って、確認したら、ちゃんと省エネになってましたよということですか。

ジェットロ峯村課長 (機械・環境産業部環境・エネルギー課)：

そうですね。

原科委員長：

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、次にまいります。では次の議題、②案件形成調査事業についてです。これは 2011 年度の案件形成調査事業につきまして。これはちょっと時間かかると思いますけど、まず宿題がありましたので、まず宿題を。ウクライナ・キエフの地下鉄案件の宿題が、前回、田中現地委員よりございました。この件、インフラ・プラントビジネス支援課長、村上課長。

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課)：

インフラ・プラントビジネス支援課の村上です。

第 9 回、田中委員のほうからご質問、ご意見が出てました、平成 22 年度のウクライナ・キエフ地下鉄 4 号線の案件について、その調査が行われたクライアントがやっているとかがどういう時系列で、EIA がどのように絡んで、どういう調査が行われて、どんな意見が出てと、そういうようなご質問だと思うんですが、それにつきまして、私のほうで調査をいたしましたオリエントコンサルタンツさんに伺ったんですけども、実はオリコンさんとプロジェクトマネージャーをやられた方が退職されてまして、細かいディテールについてはお答えできないような感じでございました。ただ、現在ご担当されてる方によりますと、キエフ市のマスタープランが昨年末にいよいよ完成されまして、4 号線についてはルートの検証が行われたというものだということです。ただ実現には 1,000 億円以上の資金が求められており、厳しい財政状況が強いられているウクライナ政府は、もうすでに IMF の監視

もあるということで、現行、国家補償を付けられる余裕がないということになってます。そうなりますと、もう民間の投資によるプロジェクトの実現を今求めているという状況だという話でございました。私のほうでウェブサイト等で調べましたところによると、キエフメトロ側から、キエフ市と TPP で今回この案件を実現するような方針も見えておりまして、実は昨年未までには、コンサル契約ということも、スケジュール上は記載されておりました。それについてちょっといろいろと関係者にも聞いたんですけども、なかなかその辺の現状については解釈はいろいろとあるようで、現状はロシアが TPP による新線の建設を提案しているという状況があるんですが、なかなか既存路線の運賃が安いという状況もあったんで、民活での実現は難しいんじゃないかなという解釈がありました。ですから、もしかしたら将来的に円借ということで、要請が出る可能性は残っているようですけども、現状 TPP ということで、方針が固まりつつあるということでもございましたので。以上でございます。

原科委員長：

うまくいくんでしょうか。

田中委員：

私がお質問させていただいた時には、先ほどご説明いただいたように、すでに EIA が終わってしまったような状況も書かれてあったり、時系列なところがちょっと。私自身はアセスやってる者として、ちょっとぐちゃぐちゃになってるような状況があったんでお聞きしたんですけども、今後も地下鉄案件という、いろんなところで JICA もやっておりますので、こういう案件でまたやられる場合は、時系列のところ、誰が聞いても明確にわかるような調査のやり方を、いろいろとご検討いただけるといいのかな、と思っております。今のウクライナの状況ですと、なかなか難しいのかなというのは、これは個人的な感じですけども、いたした次第です。以上です。

原科委員長：

どうもありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

では、宿題、まだございまして、第 10 回委員会の宿題ということで、これは経産省の案件採択段階での委員会の関与について。今の段取りは予想できないんですけど、これ、どうしたらいいかということで、これは基本的な問題ですから、なかなかここで答えは出せないんですけど、我々としてどうあったらいいかな、ということ議論しなきゃいけないんじゃないかということになりました。この件につきましても、インフラ・プラントビジネス支援課の村上課長に、状況についての背景等をご説明いただきたいと思います。

ジェットロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

本件につきましても、第 10 回の委員会のほうからそういうご意見があったということで、私のほうで委託元である経済産業省の資金協力課のほうに申し伝えたところでございます。1 月の段階でそういう話をしたところ、委託元のほうとしては、本件の採択のプロセスとジェットロの環境社会配慮諮問委員会との趣旨が違うのではないかなということで、現段階では意見を求めるものではございませんということで、ご回答がありました。

原科委員長：

ジェットロのこの諮問委員会の趣旨と違うという訴えでございしますが、さて、どう考えましょうか。

私、申し上げていいですか。趣旨が違ふと言われると困っちゃうんですけど、私はそうではないと思いますけど。ジェットロ全体で、こういう環境社会という組織としてしっかりやっつけていこうと。これは経産省とつながることだと思いますからどうですか。採択段階で、関係ないと言っていいんだらうかという。私は疑問を感じますね。だから組織として、ジェットロと経産省の関係を考えた場合に、どうなんでしょう。やっぱり環境社会配慮をしっかりとした内容にしていくためには、懇談会でどういうことをやるかということですよ。そういうことは世界共通の概念で、**Strategic Environmental Assessment** という、そういう言葉が、そういう表現もありましてね。戦略的に環境社会配慮しましょうという。ですからそれはもう案件採択段階から配慮しますという、これは今の世界の流れですからね。そういうことから考えると、ちょっと違うかなという感じを、私は持ちますけど。いかがでしょうか、ご意見。

田中委員、どうぞ。

田中委員：

田中ですけれども。これも前回いろいろ議論があったときに申し上げたことの繰り返しになりますけれども、私どもは JICA の場合には第三者委員会として環境社会配慮助言委員会、前は審査会と呼んでおりましたけど、助言委員会が今機能しております、その中で協力準備調査といういわゆる開発調査、これについていろんな議論があつて、マスタープランのところでもうまくいかない場合は、フィージビリティにいかないということも、その委員会の助言を受けて、そういうこともあり得るわけですね。そうしますと、こちらのジェットロの皆様がなさっておられるこの案件発掘形成、こういったところについて、最初の段階で意見を言えるかたちがあるということは、環境社会配慮をきちんとするという点では、これはやっぱり必要なことだと、私は個人的には思っています。そこで JICA の場合には、外務省のほうで案件採択をするときに、それについていろんな議論をされる 5 名ぐらいの委員の方ですかね、松本さんもその委員の一人だと思いますけど、5 人でよろしいですか、人数は。

松本委員：

6 人。

田中委員：

6 人ですか。6 人の委員の方が、外務省のいわゆる国として、案件として調査等も含めて、やるかやらないかの判断をするときに、委員の意見を聞くことになってるんですね。そのところで、これはやるべきじゃないということになったら、やらない案件も出てくるということもありますので、そういう意味では、今まで議論したこのジェットロの皆様のこの委員会の中で、環境社会配慮審査諮問委員会がどう関わるかというのは、JICA の例も一つの参考にしていただけるといいかな、とっております。ですから、話が違うということではないんじゃないかな、とっております。以上です。

原科委員長：

私もそんなふうに思いますけど。高梨委員。

高梨委員：

高梨ですけど。私が聞いてる限りだと、経産省さんのほうに、もう選定委員会が確かあると聞いてるんですね。ですから、そういう面では、そういうプロセスは実はあるんですね。ただ、そこで環境面がどういうふうに配慮されてるかは、ちょっと存じ上げないんですけども。一つは、その委員会の中で、環境面の配慮は十分していただく、ということをし上げるということぐらいかもしれないですね。

原科委員長：

だから例えば、環境影響評価法の下では、環境アセスメントの結果を特定の事業を所轄する官庁は、その事業法があります。個別事業法で意思決定するわけですけど、そのときに環境影響評価法では、アセスの結果を勘案するでしょう。柳先生、ご存じですよ。そういう意味では横断情報で、そういう関与を持ってるんだから、関係ないとも言えない、考え方としては。だからしっかり環境社会配慮してきたんだったら、その結果を活用していただかないと、せっかくそういう組織持ってるなら。資源の無駄遣いになっちゃう。独立行政法人って、あくまでも行政を支援する立場だと思うんですよ。だから独立行政法人がここで判断したことはしっかりと経産省は汲んでいただかないと、この法人の存立の基盤に関わるんじゃないですか。ジェットロは勝手にやれて話じゃなくて、こちらでしっかり判断したことを経産省で含めてもらわないといけないと思いますけどね。

満田委員：

私も皆さんの意見に賛成で、とにかくこの委員会が有効に機能するということもあり、あ

とはジェトロさんがやっているこの案件形成調査事業などについて、より効率を高めていくというためにも必要なプロセスではないかと思います。それから日本の国際協力事業全体を見ても、一番最上流にあるジェトロのこのスキームにおいて、環境社会配慮的な情報をインプットしていくことは、やはりその後の事業自体の案件形成にも、後になって大きな問題が生じてしまうということを考えると、全体の日本の国際協力における事業の効率的な環境社会配慮的な事項を組み込んでいくということにも関わるのではないかと、思います。なかなか経済産業省に対して、ジェトロとして説得しづらいみたいなどころがあるのであれば、そういうところぜひ強調していただきまして、その経済産業省がやっている採択委員会にこの諮問委員会の議論の結果を情報共有するというだけでも、ずいぶん違ってくると、思います。ですから、ここでの諮問委員会の議論のタイミングを経済産業省の採択委員会寄りに合わせたかたち、より以前にやるとか、そういうかたちで議論の結果を共有するだけでも、ずいぶん違うんじゃないか、と思います。

柳副委員長：

今、高梨委員と満田委員が言われた、採択委員会とか選定委員会って、経産省のどういうところが具体的にどうやってるのかというのを、もうちょっと情報をいただければと思うんですけど。それはどうなってるんですか。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

具体的には第三者の、大学のいわゆる先生方に案件の審査をしていただいております。

柳副委員長：

何名ぐらいでやってるんですか。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

4人ですかね。

柳副委員長：

どういう分野の方々がやってるとか、そういうことはわかるんですよね。名簿として、もう公表されてるんですね。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

公表されてるかとかについては、ちょっと確認させていただきます。

柳副委員長：

通常、各省のそういった委員会は、だいたい全部公表していますよね。それから、その委

員会のいろんな採択に至る経緯というのは、傍聴を認めてるんですか。それでも秘密会にしてるんですか。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

現段階では、会合は開催されずに、書類で審査をしていただいている、という状況ですね。

柳副委員長 :

じゃあ合議の場面というのは、公開じゃないんですね。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

そうですね。先生方の採点をお願いして、その採点の結果をもとに決めていくという、そういう状況です。

柳副委員長 :

なるほど。そうすると、アドホックでやってるんですね。要は、常設ではあるけれども、いつやるかというのは、アドホックでやるというふうになってるんですね。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

そうですね。全体のスケジュールの中でお願いしているということです。

原科委員長 :

そうすると、どういう判断されたか、全然わからないということですか。

柳副委員長 :

各委員が点数付けて、それでそれを集計して、それで採択か不採択かを決めてる、というようなプロセスになってるんですね。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

そうです。

原科委員長 :

合理的か公正性があるか、全然わからない。

柳副委員長 :

判断基準とか、それは明示されてない？

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :
評価基準は一応あります。

柳副委員長 :
それはある? その中に環境面の評価基準というのは明示されてるんですか。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :
それはあります。

柳副委員長 :
そうですね。そこにジェトロの社会環境配慮ガイドラインを重視しろとか、そういうことは無いんですね。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :
ジェトロのという文言は入ってないんですけども、環境社会配慮ガイドラインという表現はあります。

柳副委員長 :
最初の募集に今度は書き込まれているのでということですね。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :
ええ、そうですね。載っていて、提案書を作成するようにということで書いてございます。

原科委員長 :
その評価委員の方に、こちらから、審査諮問委員会から情報提供することは、タイミングとしては可能ですか。これ、締め切ってから一月半ぐらいあるんですね。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :
そうですね。

原科委員長 :
ちょっと前に審査、もう一回議論して、情報を共有する。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :
かなり短い時間でやっていますね。

柳副委員長：

うまくタイミング合えばですね。こちらの審査結果をホームページにアップして、それをご覧いただくようにしておけばいいんですよね。そうすると、それを公表されてから、委員の方々というのは、それを見ることができるわけですよね。

原科委員長：

そのほうがいいですね。公表してあればアクセスできるから。ということは、それをまた判断できるから。

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課)：

今のところ、どんな提案があったかについては公表はされてなくて、採択された案件のみ公表されている、そういう状況でございますので。

ジェットロ作本審査役(総務部)：

今もお話、村上課長のほうからあったんですけど、この委員会ともう一つの歯車として、今の採択、案件を決める委員会があるといいですね。我々がここで議論したことが何かしらの間接的、直接的にせよ、反映されるというか連携を持つということは重要なことじゃないかと思うんです。その意味では今ご指摘になった何人かの委員からありましたけども、十分に連絡が取れてるわけではないという印象を持っております。その中に環境配慮の専門家がおられるということは聞いておりますけれども、事実上、そちらの議事録がこちらに入るというわけでもありませんから、やっぱりまだ連携は不足してると、私は個人的に認識を持っております。

ただ、私ども、ここでやってる委員会の内容は、意見書を出していただきますけど、役に立たないということは、全くないと思います。これはできあがった報告書についてのご意見を、皆さん方から仰ぐということにはなっておりますけども、その報告書の積み上げこそが確実な力になっております。先ほど原科委員長からご指摘ありましたけども、案件の発掘形成の初期段階ですよ。これから案件を探そうという、まさに戦略アセスの本心に沿った考え方です。我々が出したというか、我々が目を通した報告書あるいは意見書が、後々JICA、JBIC 等の本審査で使われる可能性が十分あるわけでありますから、我々はむしろ最初にどれだけの問題点を、あるいは問題意識を持つかということが大きく役に立つということが予想できるんじゃないかと思います。期待できるんじゃないかと思えます。あとやはり、時代の流れの中で、環境社会配慮はやらなきゃいけないことだということを、しかも契約実施者がやるべきはずのものであるということ、まず認識してもらったことが大事なんじゃないですかね。我々、実際ジェットロでやってるわけでありますけども、委託の、採択の関係の中でやってるわけでありますが、どこかで誰かがこの環境社会配慮というものを必ずやらなきゃいけない、初期段階であればあるほど好ましいという、

この大原則だけは外すわけにはいかないんじゃないかと思います。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

ちょっと申し訳ございません。私、先ほどご紹介のときに、作本を紹介しませんでした。大変失礼いたしました。よろしく申し上げます。申し訳ありません。

ちょっとあれなのですが、村上課長にご意見をお伺いしたいんですが、これは今出たような意見、プロセスと受託事業の制約という面というのは考慮しないといけない部分で、そこら辺ってどういうふうを考えるべきか、というんですか、教えていただければと思いますけれども。

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

そうですね。本件は一般競争入札で我々が提案をして、それを METI が採択するというかたちで事業を受託しております関係で、提案段階でそういったプロセスを入れてない以上、年度の途中からやるというのは非常に難しいのかなということではございますし、年度途中で申し上げたとしても、私が資金協力課のほうに意見求めたところ、そういう外部の委員会に採択のプロセスで意見を求めるものではないという見解が出てしまっているので、再びそれを、こういう意見がありましたということは申し伝えることはできると思うんですが、果たしてそれが委託元として受け入れられるかどうかについては、またご検討いただくという、多分、そういう話になると思います。

原科委員長 :

そうですね。それはそうだと思いますけど。23 年度のスケジュール見ると、第 1 回の募集が 4 月 7 日に公示しまして、5 月 13 日に締め切っておりますね。案件採択およびその結果公示が 30 日ですから、ひと月と 18 日、ひと月半ちょっとありますよね。だから、その時間で、タイミングとしては、こちらから意見を報告することはできると思います、物理的に。けど今おっしゃったように、契約関係であるので、約束しておかないといけないと思いますので。だから今後のこととして、どうしたらいいかと。本年度すぐとかじゃなくて、できれば来年度ぐらいからそういう仕組みで。そういうことで、環境社会配慮をさらに充実させましょうという観点から提案することはできると思うんですね。だからこれはちょっと具体的に時間かけて議論できないので、何かワーキンググループでもつくって検討したらいいですね。

柳副委員長 :

受託者としてのスタンスというんですかね、これはいつも明確にしておく必要があると思うんですね。METI はどう判断するかは別にして、ジェットロとしてこの環境社会配慮ガイドラインに基づいて、もし受託されたらその事業についてはこのスタンスでやりますと。

それをいつも明確にアピールすることはすごく必要だと思うんですね。それは METI もそのうちわかってくれると。もともとわかってるのかもしれませんが、ただ、ガイドラインに準拠してやれとは全然言ってないので、METI としては言っていないけれども、こことしてはそれでやりますと。常に例えば管理にあたって、その発想で全部見ますよと、そういう明確なスタンスをずっと継続的に示していくことが、やっぱり社会的にもそれは評価されるというんですかね、ジェットロはそういうスタンスなんだと。そういうことはだんだんと定着させていくという努力は、やっぱりすごく重要だと思うんですけど。

原科委員長：

おっしゃるとおりです。ジェットロ組織としての社会的評価につながりますから。これは極めて重要だと思います。そうすると、ジェットロと競い合うような組織はどういうところが考えられますか。競合するとか。

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課)：

本件についてですか。JOGMEC さんが、かつて資源案件をやってらっしゃいました。今回はちょっとやらないことになってるということですけど、同じように独立行政法人で海外にネットワークを持っているというのは、そういう (実施可能な) 機関もごぞいます。

原科委員長：

どんな環境社会配慮をしているかですね。一つの評価ですね、大きなポイントになると思います。ジェットロはここまでしっかりやりますよということは、大事なことだと思いますね。それではどうでしょう。時間も 1 時間切りましたが、この件はさらに議論したいと思えますけど。

村山委員：

よろしいでしょうか。村山です。基本的に私も今委員の方から出てきたご意見に賛成ではあるんですが、ただ現実的に、今この委員会でやっている内容を考えると、何か 2 段階ハードルがあるような気がして。そもそもこの委員会は、先ほど作本審査役おっしゃったように、完成した報告書を議論してるんですね。そういう意味では、まずは完成する前の調査がその案件について議論できるような仕組みがこの委員会にあるべきではないかと思ってます。さらにその前の段階として今お話が出てきている採択の段階についても、我々が意見を言うような仕組みが出てくる必要はあると思うんですが、現実、實際上、制度的な枠組みとしてジェットロから離れてしまってるところに今意見を言おうというような枠組みになってるかなと思うんですけどね。もちろんそれはやるべきだと思ってます。ただ、その前というか、その前提として、やはり調査が始まる段階で我々が何かコミットするような仕組みがあってもいいのかなと。おそらく今は作本審査役が相当苦労されて、すべてご

覧になってるような気がするんですけどね。

原科委員長：

ちょっと一段階飛びすぎかな。

村山委員：

採択について議論するというような気がしますけどね。

原科委員長：

スタートしてからの段階でまずコミットして、将来としては採択段階で。そういう順番はおっしゃるとおりですね。スタートしてからも、でも終わってから今やっていますから、少なくとも進行中に、事業の進行中に。例えば去年のスケジュールですと、5月に募集を締め切って、6月が案件採択、7月下旬に調査委託契約が締結していますね。そうすると8月から具体的な提案書が上がって、10月の中旬に中間報告。ですから10月、中間報告が出るころに、諮問委員会で意見出せば効果的かもしれないですね。あるいはその前とかね。その辺の期間でコミットしたほうがいいかもしれないですね。まずは進行中に。採択に関しては将来ということで。そこで対応ができれば、かなり報告書の内容はよくなったりする。だから。そうすると、ガイドラインをそういう点から改訂するというのを、考えないといかんでしょうかね。改訂、必要かどうかもわからない。改善する。ちょっと大きな枠組みで将来的にこういうことを、とりあえずこういうことを段階を考えて。いずれにしてもガイドライン改定ということを考えないと、先へ進めないと思うんですけど、いかがでしょう。高梨委員。

高梨委員：

おそらくすぐできることは、経産省の選定委員会のほうに、少なくとも去年、皆さんが選んだ案件についてジェットロのほうで実施した結果、こういうふうな課題等がありましたというのは、選定委員の人にフィードバックする。

原科委員長：

それはやってるんじゃないの。

高梨委員：

これは非常に重要なことだろうと思うんですね。だから選ばれた方々が、結果についてあまり知らないということであれば、本当はそれはおかしなことです。

原科委員長：

それはまずいね。

高梨委員：

それはもう実施機関として、受託元として、決められたことをこういうふうにしましたと。委員会も持ってて、こういうふうにしましたと。その結果こういうご意見が出てきて、各案件、皆さんが選んだ案件の課題はこういうことが出てきましたということで、次に選定の人に最後、こういうことを配慮をお願いしますというのを、まずすぐできることだと思うんですね。おそらく選定委員にとっても、非常に良いフィードバックじゃないかというふうに思いますけどね。

原科委員長：

ちょっと、今の件はどうでしょう。

ジェットロ山田部長（機械・環境産業部）：

わかりました。すいません。山田でございますけども、今、高梨委員からございました、まず第一にフィードバックできるんじゃないかということですか、委員長からありました、もっと前提のストラクチャーを考えて、あるいはスケジュール上、どういうふうアクセスしていくのかということも含めて、できることと、多分できないことがありますんで、受託、委託の関係上。それを踏まえた上で何ができるかというところを少しエクスプローラしてみたいと思いますので、それはちょっと私のほうに引き渡していただいて検討し、次回この場で報告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

原科委員長：

では山田部長、よろしくをお願いします。

田中委員：

一点だけ。ご検討いただけるということでありがたいと思うんですけども、繰り返しになりますけど、外務省の場合は採択するときに、どんなものを採択するかという案件もホームページで公開してるんですね、すでに。松本さんはじめ、6名の委員の方がそれについて議論したことも、かなり。これは松本さん、公開されてるんですか。

松本委員：

公開されてます。

田中委員：

されてるんです。そうなりますと、私どもは円借款民活インフラ案件形成調査をこちらの

調査を受けて、それが将来、円借款事業になったときに、今度は JICA の環境社会配慮助言委員会に入りますので、例えば道路ですとか鉄道ですとか。そうすると、この案件もともとジェットロの皆様で採択されるとき、どういうプロセスでやったかなんていう議論まで訴求する場合がありますね。そのときに非常に透明性を持って、いや、採択案件も外務省と同じように、ジェットロの皆さんのほうも経産省のほうで、採択案件、こういうことでもありますよというのを、外務省は公開してるわけですから。その辺りもぜひ、透明性をどうするかということを含めてご検討いただいて、経産省の皆さんとご検討いただけるとありがたいなと思ってます。以上です。

原科委員長：

そうですね。政府としての透明性を高めていただきたいと思います。

松本委員：

今ので、一点いいですか。

原科委員長：

どうぞ。

松本委員：

これは別にこの議論に直接関係しませんけど、松本ですけども、現実には外務省のほうの開発協力適正会議では何度も、かつてのいわゆるジェットロ FS と呼ばれる時代のものがリファアーされてるんですね。多分皆さんは、出されたレポートがどういうふうに使われてるかというのにはあまり頓着をされないかもしれませんが、実を言うと外務省の円借の議論の中では、結構委員の中でジェットロのレポートをリファアーして、このときにこう書いてあるじゃないですかと。つまりその後で外務省側が今やろうとしているプロポーザルと、ジェットロが調査したものとの間に齟齬が出てくるんですね。すでにそういうことは起きているので、透明性が高まれば高まるほど、もちろん当然こういうことはあり得ますので、むしろ、だからこそ、やっぱりちゃんとした対応が必要になってくるのかなというのは、そのとおりでなと思います。

原科委員長：

そうですね。それがしっかりしないと、ちょっとうまくいかないということになっちゃう。それでは何回も委員会を開くわけにもいきませんので、ガイドライン改定につきましては、今のような大きな、それから具体的な段取りとして、まずできるものからやると。そういうのを全部含めて、細かいことありますので、ワーキンググループをつくりたいと思いますが、いかがでしょうか。その前に一言、審査役から。

ジェットロ作本審査役 (総務部) :

もうすでにガイドラインの改定の話が出ておまして、ちょっと事前のご報告で申し上げてないんですけども、このガイドラインを作成した段階というか、多くの方が策定に関わっていただけたんで、感謝しておりますけども、このガイドラインの中の 6 号に、5 年経ったときに、5 年以内にと書いてありますが、包括的な検討を行うというようなことが記述されております。ちょっと今年は、今年はというか今年度はちょうど 5 年目に当たります。ということでガイドラインの改訂を併せて検討していかなきゃいけないということで、今年度はタイミング、そういうこと重なっておりますので、先ほどのことも併せてワーキンググループでよろしくをお願いします。以上です。

原科委員長 :

じゃあ、規定上もちょうど良いタイミングということでございますので、ワーキンググループをつくりたいと思います。そうしますと、メンバー構成は、あんまり人数多くなくて、どのぐらい、委員の中から 2~3 名でしょうか。あと、委員の他にも、専門性の面から、若干名お願いすることもあり得ると、そういうような枠組みでよろしいでしょうか。通常の枠組みについてはそういうことだと思います。

では、委員の中から 2~3 名。今ここで決めちゃいます? そうしないとややこしい。今ここで決めれば簡単ですね。そうすると急に静かになりますね。(笑い)。ちょっと大変ですけど、こういった問題に対して、前から気にしておられた先生方、どうでしょう。どうしましょう。学識者の方、一人はほしいですね。村山委員か松本委員が、どうでしょう。松本委員は学識プラス NGO ということでから。村山委員、どうなさいますか。

村山委員 :

松本委員が学識、兼ねておられるんで。

原科委員長 :

両方兼ねたら松本委員かな。静かな場合は二人ともお願いしますよ。

松本委員 :

一点、確認していいですか。松本ですが。今ワーキンググループと言っているのは、このガイドライン改定について、何か議論をするということですか。

原科委員長 :

そうです。大きな枠を併せて。

松本委員：

その場合、教えていただきたいのは、ジェットロとしてガイドライン改定のプロセスを何か考えられているのかどうかということなんですね。つまりこれはあくまで諮問委員会として、ジェットロがこれから考えるであろうガイドライン改定のプロセスの中に、何かをインプットするためのワーキンググループなのか、それとも、すでにジェットロ側が何かガイドライン改定のプロセスを考えられていて、もうそこに最初からビルトインされたような枠組みなのかという意味では、どういう位置づけになるか教えてほしいんですが。

原科委員長：

私的には前者なんですけどね。ジェットロからそういう話は、聞いてませんから。

松本委員：

つまり、そこで気になるのは、デュプリケートというか、二度手間にならないかどうかということが気になっていて、こちらでワーキンググループつくっていろいろ議論して、また何か、ジェットロ側で公式のプロセスが始まったときに、それに対してまた何かインプットをするということを、すると、二度手間かなと。

原科委員長：

その場合は、こちらから発議した場合は、ジェットロが受けてくれて、それで公式プロセスのときは、同じメンバーが関与して、それを生かすようなことになると思いますよ。そういう想定ですけど。私、ちょっと間違ってるかもしれないから、ちょっとお聞きしたほうがいいですかね。どうでしょう、平井理事。

平井理事：

そうですね。先生おっしゃるとおり。そういうプロセスです。

原科委員長：

それで当然議論すべきなのですね。大事なことですからね、確認しておかないと。そしたら、こちらからそういう発議があれば、ジェットロのほうとしては、改訂ということをお考えいただけると。

平井理事：

そうですね。

事務局（ジェットロ総務部 佐々木主幹）：

それからもう一つは、さっき部長の山田が申し上げたように、METI との話といたしますか、

これもガイドラインに反映させないといけない話ですから、そこは併せて並行して、お互いにフィードバックしながらやっていくところだと思います。

原科委員長：

ジェットロの方針としても、もしここで意見が出れば、改訂の方向を探りたいということですね。よろしいでしょうか。ということでご理解いただいて。それじゃあ松本委員に。

松本委員：

いろいろなガイドラインの改訂に関与してきた経験から、きつとここに書いてある文言としては、「我が国政府、我が国政府の法人等、専門家、NGO 等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスを行う」というふうに書かれていますよね。要するに今までこれはいろんな機関が異なる方法でこの文言を実現してきたと思っています。例えばパブリックコンサルテーションのような方式をとったところもあれば、公開の委員会形式をとったところもあると思います。実は私自身は何かそこまで少しくリアにしてから事を始めたいなと思っているんですね。もしこのワーキンググループが立ち上がって、ここで何かスタート段階での案をつくり、そしてそれが何かパブリックコンサルテーションのようなプロセスに行くのか、その辺について、もしジェットロのほうで具体的にイメージを持たれていたら教えてほしい。つまりこのガイドライン改定の文言をどのように実施するのかということなんですね。多分ワーキンググループでは満たせないと思うんですね。諮問委員会では満たせたことになるのか、それとも、やはり諮問委員会でも不足なので、やはりもう少しパブリックコンサルテーションのような方式をとられるのか、もう少しこの改訂のプロセスをちょっとはっきりさせてほしいなというふうには思っています。別にワーキンググループをしたくないという意味で言ってるわけではなくて、仮にやるとするのならば、やっぱり位置付けがはっきりしていたほうが良いということです。

原科委員長：

そういう意味で、ワーキンググループがあまり独走しても困るので、私の感覚では、ワーキンググループで論点整理、枠組み整理して論点整理していただいて、併せて段取りも決めて、それで今おっしゃったことをジェットロに提案していただくと。その場合には多分、諮問委員会がかなり重要な位置に立つと思いますけどね。だから、その段階ぐらいまで。ワーキンググループも何度も、10 回も 20 回もやるんじゃないかと、若干の回数で、そういう今後の段取りを決めるようなところにポイントを置いていただくといいと思います。そんな意味のワーキンググループです。ジェットロの考えもおありかも知れませんが。

高梨委員：

そうなる私も確認ですけども、ガイドラインの改定を考えたときに、どういう例えばポ

イントを、改訂として考えるかというのは…。

原科委員長：

論点整理。

高梨委員：

一度やったほうがいいんじゃないですか、この委員会で。

原科委員長：

この委員会で？ じゃあワーキンググループでちょっと検討して、その結果を…。

高梨委員：

すぐワーキンググループに投げちゃうと…。松本さんはやるけども。

原科委員長：

それを今の時間で今日やりたいと思って、やればやりたいんですけど、あと 45 分なんで、ちょっと今日厳しいのでね。だから一回だけ熱くなっていたいで。高梨委員がおっしゃったように、それをさっそくフィードバックして、もう一回委員会でやる気はあります。今日じゃなくて。今日、ちょっと他にやるべき、皆さんに宿題をお渡ししなきゃいけないから、その時間が要るので。

ジェットロ作本監査役（総務部）：

作本ですけども。今、原科委員長からご紹介ありましたように、ワーキンググループで、最初にもうガイドラインに文言を入れると、そういうようなことを考えておりません。できれば 9 月ぐらいまでの間に、論点整理していただいて、何と何をまず取り入れる、あるいは議論として考えるべきか、というところを、まず整理していただいて、字句の訂正については、それはもっと先の話でありますので。

原科委員長：

それはもっと先でしょう。だから今、高梨委員がおっしゃったようなことを 1 回、2 回、確認、整理して、それをこの場でやっていただくと。9 月ぐらいにまた委員会で、、、。

ジェットロ作本監査役（総務部）：

できれば、ということですけども。

原科委員長：

それが段取りでしょう。

ジェットロ作本監査役(総務部)：

ええ。そういうことを考えています。

原科委員長：

そんなことで、いかがでしょう。今日は皆さんに、この表がありますから。ホームワークをアサインしなきゃいけないんで。そっちのほう今日は。そんなことでよろしいでしょうか。というようなことであれば、松本委員、よろしいですか。

松本委員：

私一人ですか。

原科委員長：

いや。

松本委員：

それはワーキンググループとは呼びません。ワーキングパーソンになってしまいます。

原科委員長：

高梨委員も付き合ってもらったらいかが。

松本委員：

そうですね。

高梨委員：

いやいや、そういうことがありそうだから。一回は少なくとも皆さんでやったらいいんじゃないかと思ったんですけどね。

原科委員長：

だから9月にまた、9月とか先にやると、それまでもう一回、思い出しになっちゃうからね。ある程度整理していただいて、それを事務局がやるんじゃないかと、このメンバーでやったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

松本委員：

ただ、項目が。項目の洗い出しであれば、今、高梨さんおっしゃったように、皆が項目を

いったん事務局に集めて、論点だけ定めればいい。例えば具体的に出てくるであろうことから言えば、すでに FS か何かができているような案件もあるわけですから、今まで言った情報公開であるとか、ステークホルダー協議とかという文言は多分変えなきゃいけないでしょうとか、多分そういう論点ですよ。それをさらに細かく詰めるのがワーキンググループでないとするのならば、おそらく皆さんにこれまでの経験から、どういう点を改訂で議論しなきゃいけないと思いますかというのをいったん投げられて、それを諮問委員会で議論するのをスタートにされたらいいと。

原科委員長：

そのほうがいい。

松本委員：

むしろワーキンググループは、文言を詰めるときにつくったほうが良いかと思うんですけどね。

原科委員長：

創作段階でやりたいと。

高梨委員：

何を取り上げるか、ワーキンググループでというのは、またちょっとそれもあれだ思うんで。

松本委員：

やはり私に対する高梨委員の不信感が残りますけど。

原科委員長：

じゃあ、そういうことで、意見を伺うことにして、それを事務局で整理していただいて、ひと月ぐらい先に委員会を開くと。9月、早いから、もしかしたら10月。意見いただく時間が必要ですので、9月と言わず10月ぐらいにしましょうか。そんな感じでいきましょうか。それじゃあ、当面はワーキンググループという格好ではなくて、まずは意見をいただくといたしましょう。事務局、それでよろしいでしょうか、そういう段取りで。じゃあ、あと10月ぐらいに、次の会議を開いて、そこでこの先を見ていただきます。

じゃあ、ちょっと次に議題を変えます。それでは、次にまいります。2011年度調査事業報告でございます。これは、機械・環境産業部の山田部長にお願いしたいと思います。

ジェトロ山田部長 (機械・環境産業部)：

皆様、別冊の資料 1、多分、黒い紐か何かで結ばれてると思いますけども、その資料 1 をご覧いただければと思います。それを使って説明を申し上げたいと思います。2011 年度、あるいは平成 23 年度案件形成調査事業ということで、円借と民活インフラ案件形成調査、この 2 つの目的で調査を実施するということにつきましては、もうすでに皆様ご存じのことだと思いますが、そういった円借あるいは官民のパートナーシップを活用した事業を迅速に発掘・形成することを目的とするための調査ということで、それがその事業の目的でございます。

2.の事業の概要はもうここに書いてあるとおりでございます。開発途上国におけますインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応、資源の安定供給に資する鉱山等周辺インフラ整備、こういったものについて、我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借、民活型整備プロジェクトを対象とするということでございまして、別紙の 1 ですね。めくったところにワークフローがありますが、そこにワークフローがございまして、ご覧いただければわかりますが、先ほど原科委員長からも少し触れられましたけども、第 1 回と第 2 回、2 サイクル回して、すでに委託調査契約は終了してございます。

3.の実施体制は別紙の 3 にあるとおりでございますので、それはご覧いただければと思います。実施状況、これは過去のものも含めて、合計の数字を参考までに申し上げますと、円借款案件形成調査のほうは過去 14 年間で合計 274 件。23 年度につきましては、提案公募型による採択案件 9 件の調査案件の管理をジェットロは実施しております。

民活のほうは、過去 6 年間の合計 53 件やっております。23 年度におきましては採択案件 14 件の管理を実施したということでございます。実は 23 年度におきましては、11 ページ以降にございますように、ちょっと書いてありませんけど、補正の案件も実施しております。同じ分類で申し上げますと、円借は 6 件、民活のほうは 4 件しております。従いまして 23 年度におきましては、本予算と補正予算合わせまして、合計 33 件の調査案件管理をジェットロとして実施しておるということでございます。そのことにつきまして、報告をさせていただきたいと思います。個別の採択案件につきましては、ポイントだけ、村上のほうから触れさせていただきます。よろしく申し上げます。

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

それでは、個別の案件について簡単に説明させていただきます。4 ページ目の別紙の 2 というところからご覧ください。円借款については先ほど申し上げました 9 件で、民活については今回 14 件ということで採択されております。4 ページの 1 番のほうから簡単に話させていただきます。1 番の案件は、インドのムンバイ地下鉄 3 号線の建設計画調査ということで、提案法人はオリコンさん、トーニチさん、パデコさんの 3 者による共同提案ということでございました。こちらはインドのムンバイメトロ 3 号線の Colaba-Bandra 間の 20.1 km の地下鉄の工事および鉄道システム、こちらには信号とか通信とか電力、軌道ということも入りますが、その導入と、駅と車両の基地の建設の可能性を検討するというような

調査でございます。

2 番はインドネシアのジャワ島の地域専門医療サービスの整備調査ということで、システム科学コンサルタンツさん、日本工営さんのご提案でございます。こちらはインドネシアのジャワ島に医療特区を設けて、そちらに 2.5 次までの医療を行う中核病院をつくるというものでございます。

3 番の案件は、インドネシアのスンダ海峡大橋および地域開発計画調査ということで、こちらは日揮さん以下数名の共同提案の調査でございました。スンダ海峡大橋と周辺の地域の開発ということで、ジャワ島とスマトラ島を結ぶ橋を架けるという大きな計画でございました。

4 番には、フィリピンのダルトンパスバイパスの道路事業調査ということで、こちらは建設技術センターさん以下 3 社の共同提案でございます。こちらは、マニラとルソン島の中部および北部を結ぶ幹線道路にダルトンパスの迂回路をつくるというものでございました。

5 番は、ベトナムのニンビン～バイヴォットの高速道路建設調査ということで、こちらは片平エンジニアさん以下の共同提案でございます。こちらはベトナム北部のニンビン～ギソンの 121 km と、ギソン～バイヴォット間の 97 km の高速道路の建設の調査でございます。

6 番は、ベトナムの船舶航行監視・安全管理能力強化網整備事業調査ということで、日本無線さんと豊通さんの、共同提案でございます。これはベトナムの主要 8 港とメコン川に船舶の運航管理システムと、船舶の自動識別システムなどを導入する調査でございます。

7 番は、マケドニアのビトラ市における環境改善事業調査ということで、こちらは横河電機さんの単独提案でございます。マケドニアの中核にありますビトラというところに、火力発電所を置きますということで、石炭火力発電所に排煙脱硫装置を設置するという、そういう想定で調査でございます。

8 番は、フィリピンのマニラにおけるデジタルインフラ整備事業調査ということで、三菱総研さんのご提案でございます。フィリピンでの日本方式での地上デジタル放送の開始に合わせて、マニラ・ケソン市内に、いわゆるマニラタワーと言われるスカイツリーのような大きな構造物を建てるという、そういう調査でございました。

9 番の案件は、ベトナムの洋上大型国家石油備蓄整備事業ということで、こちら三菱総研以下数社の提案でございます。石油備蓄の設備を建設するに当たって、洋上にフローティングの施設を設けるということで、そういうプロジェクトでございました。

めくっていただいて、6 ページでございますが、こちらから民活の採択案件でございます。

1 番から簡単に説明しますと、インド・バンガロール～チェンナイの高速道路建設事業調査ということで、日本工営さんと NEXCO 東日本、パデコの共同提案でございます。バンガロール～チェンナイの 260 km に、高速道路を架けるという調査でございました。

2 番は、インドネシアのジャカルタスカルノハッタ国際空港の拡張事業調査ということで、こちらは伊藤忠さん以下複数名の提案になります。こちらはジャカルタの主要の **キュウフク** でございますスカルノハッタ国際空港の増設と、あと、ターミナル間の連絡線の建設に

関する調査でございました。

3 番は、インドネシアのジャカルタ次世代道路交通情報システム事業調査ということで、野村総研さん以下、NEXCO 西日本、オリコンさんの共同提案でございます。これはジャカルタ特別州における交通情報提供システムということで、渋滞解消のためにこういった新しい情報システムを導入する、というものを検討する調査でございました。

4 番は、ジャカルタ特別州の廃棄物 BOT 事業の実施可能性調査ということで、エックス都市研究所さんとアラックスさんの共同提案でございます。こちらはタンゲラン市において、廃棄物処理の中間施設と埋立処分場の建設をするという想定で、そちらの可能性調査をするということでございます。

5 番の案件は、マラン市およびその周辺地域での統合的な廃棄物発電事業調査ということで、こちらは日立造船さん以下のご提案でございます。こちらは廃棄物発電ということ想定した処理場の建設のプロジェクトでございました。

6 番は、タイのマエモ石炭ガス化・電力事業調査ということで、日本エネルギー経済研究所さん以下、三菱商事、千代田化工さんの共同提案でございます。タイのマエモ地区に IGCC の石炭ガス化複合火力発電の導入を検討する、というものでございました。

7 番の案件は、セブコンテナ新港および既存港の再開開発調査ということで、オリコンさん以下、Ides さんの提案でございます。こちらセブ島における新しい港の開発と、既存港の再開開発ということの調査でございまして、こちらは TPP で行うということでございます。

8 番の案件は、マレーシアの太陽光発電ということで、日本工営さんとオリックスさんのご提案でございます。マレーシアにおける日本企業の遊休地を利用して、太陽光発電の設備を建設するという、そういう想定で調査でございます。

9 番は、南アフリカのヨハネスブルグとダーバン間を結ぶ高速鉄道の調査でございます。こちらは海外鉄道技術協力協会さんと、三菱総研さんの共同提案で、ヨハネスブルグとダーバン間の 600 km、こちらを日本の新幹線をベースとした高速鉄道の建設の可能性を考えるという調査でございました。

めくっていただいて 8 ページ、10 番ですが、インドネシアの電力輸出に関するアセアン電力最適化事業調査ということで、こちらは三菱商事さんと Global Utility Development Corporation さんの共同提案でございました。こちらはインドネシアのバタム島において国内炭を利用して超々臨界圧の石炭火力発電所を建設し、海底送電線でシンガポールに電力を輸出するという想定でございました。

11 番は、インドネシアのチカラン複合都市の新交通システム導入計画調査ということで、トステムズさん、三菱重工さん、日本交通計画協会さんのご提案でございます。日本の製造業が集中的に進出しておりますチカラン地区において、日本の技術を使いたいいわゆる APM と言われる新交通システムの導入を検討するというものでございます。

12 番がエルサルバドルの案件で、太陽熱と地熱の複合統合発電に関する案件形成調査と

ということで、JFE エンジさん、双日さん、循環型社会推進センターさんの共同提案でございます。エルサルバドルのベルリン地熱発電所というところで、いわゆる太陽熱と地熱を複合的に使いました発電施設システムを導入するという、そういう案件形成調査でございました。

13 番の案件は、カンボジアのメコン川上流西岸地域における農業・物流インフラ整備事業ということで、日本開発政策研究所さんと出光興産さんの案件でございます。メコン川の上流西岸地域で農業開発を進めて、そこで収穫いたしました農産物を使ってバイオエタノールの発電に資するものだというので、その物流の関連を含めた調査ということでございます。

14 番の最後の案件は、モザンビークの肥料生産事業調査ということで、東洋エンジさんと住商さんの提案でございます。こちら、モザンビークで産出される天然ガスを利用して、尿素の生産事業をつくるという、そういう想定で調査でございます。

すいません、駆け足でございますが、以上でございます。11 ページ以下は、先ほど申し上げた補正の案件でございますので、これはまだ調査実施中ということで、今回はご意見いただく対象にならずに、今申し上げた 9 ページまで、関係ということでございます。

原科委員長：

どうも、ご説明、ありがとうございました。23 年度分の補正以外、1 次以降 2 次募集についてご説明いただいたものでございます。何か、このタイミングでご質問。よろしいですか。じゃあ続けて、作本審査役に。

ジェトロ作本審査役(総務部)：

時間も迫っておりますけども、環境社会配慮レビューということで、述べさせていただけます。資料といたしましては別冊のほうの後ろから 2 目になりますが、資料の 8 というところなんです。内容を読みますと、平成と西暦と間違えて一緒に言うことがありますので、全体としまして、環境社会配慮の記述に関して、特に 4 章、過去 4 章でありますけども、徐々に質的に向上してるだろう、ということは感じます。ただ、まだまだ改善の余地もたくさん残るんです。あと、先ほど申し上げましたけど、やはりこの報告書の質的改善というのは、前例を参照にしつつ、調査したら、さらにそれを高めるといいますので、我々の毎年の積み重ねが、やはりどうしても必要だということはある。

あと、意見書なんですけど、皆さん方からいただいている意見書でありますけど、この役割というのは大きいと思います。すでに申し上げましたけど、戦略アセスと同じ考え方になっておりますから、できるだけ早い時期に、意思形成の早い段階で環境社会配慮を組み入れるということが、皆さん方の意見書を浸透しつつあるということを感じております。あと、全体の最後でありますけれども、ご指摘いただきましたように、事業の進捗状況、度合いに、成熟度に異なりがあります。そういうことで、成熟度に見合った調査の方法と

いうものを、これから我々、考えていかなきゃいけない時期にあるのではないかということがまず全体です。

個別の報告書についてちょっと書きますが、もうすでに村上さんからご紹介ありましたが、平成 23 年度は地球環境で 23 件、インフラ関連で 10 件、合計 33 件であります。ただ、この 2 つ目の 10 件については補正ということで、まだ報告書、できあがっておりません。ということで、皆さん方にこれからご検討願う報告書の数というのは、23 件です。

ここでちょっと 33 件全体についての特徴めいたことを、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。すでに村上さんからお話もあったことでありますけども、ちょっと繰り返しになるかと思いますが。

東南アジア中心のインフラ案件開発が中心を占めているということがあるのではないかと思います。あと、ミャンマーの開発が始まりました。そういうことで、ミャンマー関連の案件が例年になく含まれているということがあります。あと、民活ですね。いわゆる借款だけじゃなくて、民活関連の案件が合わせると 33 のうち 18 件占めるようになる。そういう意味では民間からの活動というのも積極化しつつあるというようなことがあります。ちなみにこのミャンマーにつきましては、上下水道の確保あるいは発電所、変電設備のリハビリ、基礎インフラの整備、これはもう 2 件入っております。ご存じのように、ミャンマーはこれから、全くないところ、環境関連の法整備もない、インフラもない、そういうところから、これから出発するわけで、そういうような案件がこちらに入っていることがあるかと思いますが。

あと、案件の最も多かった国というところになりますと、やはりインドネシアが最多であります。スンダ海峡、ご存じのようにアジアンハイウェイの流れになるかと思うんですが、スマトラ島とジャワ本島をつなぐスンダ海峡の大橋、あるいはスカルノハッタという国際空港を拡張する工事、あるいはジャカルタ-バンドン間の新幹線ですか、高速鉄道、あるいはジャカルタの ETC 導入、あるいは廃棄物処分場、これが 2 件。合計 11 件の大型案件が含まれております。そういう意味では、この中には 8 件の民活が含まれておりますけども、いずれも日本を代表するようなプロジェクトがここに入っていると言えます。そういうようなことで、内容をご紹介いただきました。

次は案件形成の初期段階で何度も申し上げておりますけども、配慮を入れ込む、組み込むということは、とても意義深いことだと私は思っております。ただ、22 年度の報告書に対する意見書で、案件発掘とはいいたい案件も含まれているというようなご指摘があります。そういうようなことで、今後はやはり案件の進捗具合、熟度との関連でも、調査方法自体も考えていく、明らかにしていく、というような姿勢が必要かと思いますが。

あと、次のページになりますけども、変更された方式。委託契約の方式が変わったわけですが、これに直接関わるかどうか、私、定かではありませんけども、報告書の中に、印刷された報告書の中に、ジェットロのガイドラインに準拠するというか、これを入れたというような指摘が、だんだんなくなってきておりますというか、ほとんど見えなくな

ってきております。そういうことで、ジェットロのガイドライン、どうなっているのかということが、やはり大きな悩みになっております。そういう意味では、このような委託事業であっても、ジェットロとしてどうするのかという、運用上の曖昧さというか、はっきりしないところ、いずれは解消していくべきだろうということを感じております。

もう一つ、次の点は、スクリーニング様式というのがあります。これは PO から応募のあった段階にスクリーニング様式を出していただいて、通常のアセスの手続きで、そのスクリーニング様式に基づいて、アセスをやる、やらないという入り口段階に当たるわけですが、私ども、スクリーニング様式をいただいた後には、スクリーニング様式で指摘されたような環境項目も含めて、あるかないかを調査するというので、ある意味ではこのスクリーニング様式とは別次元ですべて調査するというようなことが行われたわけです。これはどういうことかという、22 年度のご指摘ありましたが、この調査方式を、方法を、スクリーニングの段階の変換によっては検討すべきじゃないかと。調査方式に結びつけることが望ましいというようなご指摘あるんですが、今の段階でこれがなかなかスクリーニングを生かすようなかたちではなきてないんじゃないかということを感じております。

3 番目のこれからの課題ということでもありますけども、やはりここにありますように、途上国関連の案件が多いわけですし、基礎情報が少ないということがあります。その意味では、担当者が直接現場に出向いて、調査していただけるということが基本条件であります。いくつかの聞いてる限りでは、グループで出張されて、グループで訪問されて、というようなことをやってますと、やっぱり途上国の現地事情の把握には、なかなか遠くになってしまう可能性があるんじゃないかと思えます。

あと 2 つ目が、もうすでに申しあげましたガイドラインの適用方法。これはどうすることが一番効率的、適切なのか、ということを考えるべきだろうと。それに沿った調査方法というもの。あと、熟度ですね。熟度に沿った調査方法というのを、どうやって結びつけるかということは今、宿題なんではないかと思えます。

あと 3 つ目ですが、環境項目の洗い出しに自粛というんですか、自制が見られるんじゃないかと。やはりこれは案件を出す段階で、あんまり環境項目をおっぴろげに言うわけにもいかないということで、項目洗い出しには、まだまだ、我々から見ると逆に不十分ということになりますが、そんな報告書なんではないか、というようなことがあります。これについてどうするかというのは、改正も必要かと思えます。

あと、非自発的な住民移転、こういうのが生じる可能性も十分あるんですけども、この初期段階では、なかなか補償方法、法関連の情報、理解されてない場合も多いということがあります。

あと、ステークホルダー。これは私ども、ジェットロガイドラインの特別な定義を下してやるわけですが、事業が実施予定のサイドですね、場所はわかっているかどうかによって、調査方法を変えてるわけですが、なかなかこの辺りが、調査実施者には伝わ

ってないというようなことがあります。ですから、逆から見ますと、ステークホルダーからの意見聴取が十分に行われてない、というような印象を持たれがちだ、ということがあるかと思います。

あとやはり、次またいきますけれども、平成 22 年度において、環境配慮項目に対する記述が、網羅的で不十分だというようなことがありますけれども、調査担当者自身は、能力向上に努めていただくということは、どうしても必要なんじゃないかと思います。調査グループというか調査のグループ自体は、いろんな人から集まって、環境社会配慮の専門家ということをお前提にはしておるわけかと思えますけれども、やはりそこで、きちんとした調査をやっただけ、ということが大事ではないかと思えます。

あともう一つ、意見書でご指摘がありました、他の選択肢との比較検討。これについても、やはり比較検討の方式あるいは深さというようなものが、十分に行われていないということで、これはまたさらに発展させる必要があるんじゃないかと思えます。それから、記述方法に、不統一という、これは執筆に係る問題ありますけれども、編集体制、これを強化していく、ということも必要なんじゃないかと思えます。

最後に、参考資料といたしまして、平成 20 年度から 23 年度に委員の皆さん方にいただきました意見書の項目を、内容的にはちょっとダブっているところがありますけれども、○を付けて A、B、C というふうにした。C というのは、どちらかという、政策判断が必要だということで、これはなかなか、ご指摘はいただいたけれども、直ちにここでは決めがたいというのが、C の項目であります。A については、おそらく実施、すぐにでも可能ではないかという、そういうふうなもので、B がちょうど政策判断と関わるようなところの中間の形態ということで、意見書でのご指摘事項を表にしておきましたので、ご参照いただければありがたいです。以上です。

原科委員長：

ありがとうございます。何かご質問、ございますでしょうか。じゃあ、もう時間も迫ってまいりましたので、先へ進んでよろしいですか。

それではさっそく、審査の割り振りともまいりましょうか。よろしいですか。これ、段取り、スケジュールは、正式には 10 月の末でお願いしたいということでございますので、今から約 2 ヶ月弱かな、3 ヶ月弱ですね、3 ヶ月弱程ございます。ということで、全部で 23 件ありますので、最低 2 人は見ていただきたいので、延べ 46。3 人お願いすると 69 になりますね。これ、例年、委員長は全体を見ますけど、個別には出さないということになりますから、委員、今 10 名でお願いしておりますから、9 名の方で割り振ると、もし延べ 46 なら、お一人 5 件ぐらい、平均ですね。もし 69、つまり 3 人の方に見ていただくと、69 を 7 で割ると、 $9 \times 7 = 63$ だから、8 件ぐらいですかね。ちょっときついですね、これは。どうでしょう。2 件でいくか 3 件でいくか。2 件じゃない、1 つの案件を 2 人で見ると、3 人で見ると。この辺のあんばいを。この辺、ご意見ございますか。普通、論文審査なんかは 2

人で見たり、3 人で見たりしますよね。この件も、2 人か 3 人ですけど。どうでしょうか。委員として意見言いにくいかな、たくさんいると、負担が出ちゃうから。事務局としてはどうですか。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

3 は多分、ご負担が大きいので。

原科委員長 :

じゃあ 1 つの案件を、2 人で見ていただくような感じにしましょうかね。そうすると延べ 46 ですから、9 で割って 5 ないし 6、お願いできればいいですね。そんなことで、よろしいですか。じゃあ、1 つの案件にお二人で見ていただくような見当で、いたしたいと思います。ではさっそく、これはご希望を聞いたほうがいいのかな。今ちょっとさっさと流しましたんで、ちょっと詳しいことわかりませんが、今のご説明、村上さんのご説明で、だいたい見当ついたと思いますので、これなら見れそうだというのを、まずそれぞれ、ちょっとお考えいただいて、それである程度、見当ついた段階でお聞きしたいと思います。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

資料は、後ろから 3 枚目に、9 という表がございます。

原科委員長 :

お一人、これでやっていただいて、5~6 個にちょっと見当つけていただいて。重複した場合、整理しないといけない。6 件ぐらいでしょうか。ちょっと考えてみてください。

塩田委員 :

道路関係に際して、1 番と…。

原科委員長 :

上の 1 番ですね。

塩田委員 :

1 番、4 番、5 番。それから民活のほうのところ、1 番、2 番、9 番。一応 6 件。

原科委員長 :

6 件。ありがとうございます。

塩田委員 :

よろしいでしょうか。

原科委員長：

もちろん。ファーストカム、ファーストリザーブド (first-come-first-reserved) で。よろしいですね。お一人、決まりました。じゃあ他の委員の方も。これとこれ、やりますよというような。円借款が 1 番と 4 番と 5 番。それから、民活が 1 番、2 番、9 番ですね。他の委員からも、決まりしだい。どうぞ、柳委員。

柳副委員長：

じゃあ、順番かなと思ったけど、とりあえず言いますね。円借のほうでは 3 番と 9 番。民活のほうで 4 番、5 番、7 番、それから 11 番。

原科委員長：

ありがとうございます。松本委員。

松本委員：

円借は 1、3、5。民活が 1、6、13。

原科委員長：

満田委員、どうぞ。

満田委員：

民活で 10 と 13。

事務局 (総務部佐々木主幹)：

民活のほうですね？

満田委員：

はい。あとは、空いたところで。

原科委員長：

じゃあ、もう 2 つ埋まったところは外していただいて、選んでください。円借款の 1 番は埋まりました。2 番が空いております。3 番も埋まりました。4 番は 1 人ですね。5 番は埋まりました。6、7、8 は空いております。9 番が埋まりました。それから、民活は 1 番が埋まって、2 番がもう一人、3 番が空いています。4 番ももう一人ですね。ずっともう一人ですね。まだいろいろあります。他の皆さん、いかがでしょうか。今日ご欠席の方は、もう、

残りやっただくしかしょうがないので。

村山委員：

私、あまり希望ありませんので、5 件程度で。

原科委員長：

じゃあ、余ってるところね。それじゃ、他の委員の方、いかがでしょう。高梨委員、どうぞ。

高梨委員：

じゃあ私は、円借款のほうで、4 と…。

原科委員長：

円借款ですね？

高梨委員：

4、6、7 で。民活のほうは、2、6、9。必要なら 12 もあれですけど。ちなみに、このレポートは、もう公開されてるんですか。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

はい、そうです。

原科委員長：

レポートは、公開ですよ。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

はい。

原科委員長：

だから、他の方に少し手伝っていただくんですね。情報整理とかね。あとは田中委員。

田中委員：

一つ質問なんですけど、下の民活インフラの 1 番、2 番というのは、これは将来、円借款には来ない、ということで考えてよろしいですかね。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

来ないというか、民活よりは TPP。想定ですが。

田中委員：

通常、空港案件のときは、結構、高速道路って、円借款のほうへ来ること多いものですから。これ、分けてるのは、何か意味があって、もう決まってて、円借款にはもういかないということで分けてるんであれば、それはそれでいいと思うんですけど。それははっきりしてるんでしょうか。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課)：

調査の範囲の中には、いわゆる TPP の検討も入ってますので、TPP 的なパブリックでしたものを、円借で要請する可能性もございますね。

原科委員長：

一応、そうなってるはずなんですか。

ジェトロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課)：

TPP という想定でございます。

田中委員：

わかりました。一応、私ども JICA、円借款を担当するものですから、一応やれるかどうかは別にして、円借款事業の 9 件は一応見たいと思ってます。

原科委員長：

9 件、そんなにいっぱい？ 大丈夫ですか。

田中委員：

いや、大丈夫じゃないんですけど、一応。もしかしたら 3 人にいくつかなるかもしれませんが、私がそこに入った場合。ただ、円借款事業を JICA 受けることになりますので、一応見させていただく。それから、あとは今、私ども、ちょうど JICA で研修を、環境研修やってるんですけど、石炭火力、碧南という日本最大の碧南火力という中部電力、この前行ったばかりで、石炭火力に対する希望が結構途上国の人たち多いものですから。CO₂ 削減と公害対策。そういう意味で、もし可能であれば、6 番と…。

原科委員長：

下の 6 番ですね。

田中委員：

はい。それから 12 番の地熱発電。これも私どもの研修でやっておりますので、エルサルバドルの太陽熱・地熱、ここも参考までに見させてもらえれば。これは途上国援助のことだけではなくて、今、日本がこれからエネルギーどうするかという非常に参考になると思いますし、フィリピンで 3 回、地熱発電所、世界銀行が支援した案件なんですけど、私どもの専門家研修をフィリピンで行った経緯もありますので、ぜひその経験も踏まえて、こういったものを見させていたきたいと思います。

原科委員長：

インドネシアとかフィリピンとかね、埋蔵量多いです。この前、IAIA の世界大会がありましたよね。地熱でワンセッション設けて、やっぱりそういった国々が。特にインドネシアとかね。こちらの製品の支援を受けてるということで。

田中委員：

じゃあ、私のほうは、一応 9 件で。

原科委員長：

ありがとうございます。そうすると、これで皆さん、分けていただいたかな。村山先生、もしかしたら、今、まだ優先的に声上げられますが。後でいいですか。

村山委員：

5 件程度で。

原科委員長：

では、今日ご欠席の宮崎委員と丸上委員に決めていただいて、2 ないし 3 ということで。といったところで、村山委員がカバーしていただく、ということでよろしいですか。

それでは、今の結果を確認いたしましょう。事務局、よろしいですか。

事務局（ジェットロ総務部 佐々木主幹）：

欠席者に連絡をした上で、全員分記入をして送付します。

原科委員長：

これを、○を付けたものを送ってください。それで空いたところを埋めるようお願いしないよね。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

わかりました。これ、今、簡単に読み上げましょうか。塩田さんが 1 番、円借から、。

原科委員長 :

横にいったほうがいい。1 行目、のほうがいい。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

わかりました。円借の 1 番が塩田さん、松本さん、田中さん。2 番、田中さん。

原科委員長 :

田中さん、全部一緒だから、それ以外の方。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

3 番が柳さん、松本さん。

原科委員長 :

あとは田中さん。3 人。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

4 番が、塩田さん、高梨さん。

原科委員長 :

田中さんね。3 人。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

そうですね。5 番が塩田さん、松本さん。6 番が高梨さん。7 番が高梨さん。8 番抜けて、9 番が柳さん。

原科委員長 :

田中さんは決まってるんですね。9 番は柳先生。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

インフラのほうで、横にいくと、塩田さん、松本さん。2 番が塩田さん、高梨さん。3 番空白。4 番が柳さん。5 番が柳さん。6 番が松本さん、高梨さん、田中さん。7 番が柳さん。8 番、空白。9 が塩田さん、高梨さん。10 番目が満田さん。11 番目、柳さん。12 番目、高梨さん、田中さん。13 番目が松本さん、満田さん。14 番目、ブランク。

原科委員長：

ブランクは、今いくつあるんですか。上は田中さんが一つやってくれるんで。下は…。

事務局（ジェトロ総務部 佐々木主幹）：

3 番ですね。

原科委員長：

3 番と 8 番と 14 番。じゃあ、これ、村山先生、お願いしてもいいかな。

村山委員：

はい。

満田委員

私も 2 つしか言っていませんので。

原科委員長：

ああ、そうか。3 番と 8 番と 14 番。同じものを満田さん、やってくれるんですか。

満田委員：

はい。

原科委員長：

じゃあ満田さん…。

満田委員：

3 番と 8 番って、これは円借款なんですか。民活のほうですか。

原科委員長：

これは民活ですね。

事務局（ジェトロ総務部 佐々木主幹）：

民活のほうです。

原科委員長：

じゃあ、上のほうでいきましょう。上のほうでいくと、一つ田中さんだけのが、あります

から、円借款。例えば、2 番が他の方いないので、ここをやっていただくと、やっぱり。

満田委員：
わかりました。

原科委員長：
それから、8 番が田中さんだけだから、8 番もお願いしていいですか。

満田委員：
はい。

原科委員長：
そうすると、縦に見て、横に見て、あと 2 つずつ、ご希望であれば。満田さんは、あと 2 つ、どこかお願いすると思います。

満田委員：
民活のほうで、誰もいないのが何番でしたっけ。

原科委員長：
3 番ね。

満田委員：
3 番。じゃあ、3 番お願いします。

原科委員長：
そうすると、これで 5 件になりましたね。

満田委員：
はい。

原科委員長：
村山さんは 3 だから、あと 2 つか 3 つ。10 と 14 が薄いというので、10 番、いいですか、民活のほうの。

村山委員：
はい。

原科委員長 :

あと 14 番ね。14 番、さっきやっていただいた。14 番を、満田さん、もう一つ頼んでもいい、6 つ目？

満田委員 :

はい。

原科委員長 :

いいですか。

満田委員 :

はい。

原科委員長 :

じゃあ、そうすると、皆 2 つになったかな。じゃあ、また集計を。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

もう一個ありますね。4 番が一個ですね。

原科委員長 :

あとは、お二人。宮崎委員と丸上委員に、まず一つのところを、いったいどちらがやりたいか。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

2 名は後で確認します。

原科委員長 :

そうですね。円借款はもう最大 3 で。2 か 3 で。2 人ないし 3 人で。あとはそういう調整をお願いして。それではこれ、集計した表を、別途送って、至急送っていただいて、皆さんご確認いただいた上で。速やかに渡してください。それで、私、前から思ってるんですけど、皆さんにご負担をおかけしますので、若干のそういう作業謝料をお願いしなきゃいけないと、今申し上げたとおりでございますが、この件に対して、対応をお願いしておりますので、ご説明いただいて。

事務局 (ジェトロ総務部 佐々木主幹) :

今年から原稿料というかたちで、お支払いができるんですけども、これも限度がございますして、大変申し訳ないんですが、5万円までということにさせていただきます。目途といたしましては、A4、1枚1,200字。これが9,000円相当ということでございますので、6枚を過ぎると、もう限度額をオーバーしてしまいます。申し訳ございません。

原科委員長：

上限これで、5万円ということで。

事務局（ジェットロ総務部 佐々木主幹）：

すいません。

原科委員長：

上限5万円ということで、ちょっとどうかという感じですけど、しょうがないね。でもこれまでではそういうことで、何もお礼もできなかつたんで、今回はそういう措置をしていただきました。どうもありがとうございます。

柳副委員長：

それからお願いですけど、資料はできれば全部送っていただいて。

原科委員長：

資料は全部公開でございますし、全資料お送りします。ただ、全部もらっても邪魔だという方は、必要なものだけですね。

事務局（ジェットロ総務部 佐々木主幹）：

オリジナルをお送りします。去年の場合ですと、3名の方に、全員、全部ご希望があったんですが、もし全部ということであれば、今伺いしますが、柳先生、全部ですね。

柳副委員長：

はい。

原科委員長：

じゃあ、私と柳先生は全部。高梨先生も。あと、希望あれば、どんどん言ってください。あと、他の方もまた後ほど必要があれば。

事務局（ジェットロ総務部 佐々木主幹）：

連絡していただければと思います。

原科委員長：

では、ここまでまいりまして、すいません、ちょっとオーバーしました。12 時の予定でしたが、オーバーランチでございますので、これで終わりにします、と言いたいんですけど、まだ議題がありますので、ちょっと。よろしいですか、若干延長して。いいですか。あと 10 分程度で、15 分ぐらいかな。じゃあ 10 分程度目標で、12 時 15 分。A quarter past 12 といきましょう。じゃあ、お願いします。

2012 年度の案件形成調査について、ご説明願います。受託内容等について、でございます。機械・環境産業部の山田部長。

ジェットロ山田部長 (機械・環境産業部)：

別冊の資料 5 について説明させていただきたいと思います。先ほどの資料 1 とほとんど変わらないので、時間も限られているということで、瞬間的に終わりたいと思いますけども。3. の実施状況のところだけ、ご覧いただければと思います。これはワークフローといいますか、これまでの、及び今後の流れ、別紙 1 とも関係しますけども、7 月 13 日に本年度の採択案件、円借 4 件、民活 11 件、合計 15 件を公表しております。7 月 18 日に経済産業省が説明会を開催しまして、これはその上で、我々ジェットロのほうは、内部に不足がないかを確認をするということで、その上で経済産業省が、8 月中旬以降に、調査委託契約を締結する、ということになっております。私のほうからは、以上でございます。個別につきましては、手短に村上課長からお願いします。

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課)：

3 ページ以降の採択案件については、時間の関係上、タイトルだけ申し上げて、終わりにしたいと思います。円借款のほうが、今回 4 件でございます。1 番、インドネシア・シーレーンにおける安全監視設備整備事業調査。2 番、インドネシア・ムシ川横断橋建設計画調査。3 番、フィリピン・マニラ都市部における、モノレール導入可能性検討調査。4 番、ミャンマー・エーヤワディ河下流の、地下鉄・道路改良計画調査でございます。めくっていただきまして 4 ページ目。民活でございますが、民活については、今回 10 件の採択ございました。1 番、インドネシア・ジャカルタ MRT ルバックブルス駅前開発事業調査。2 番、第 2 ジャカルタ・チカンペック高速道路事業化調査。3 番、東ヌサテンガラ州地熱発電事業化調査。4 番、カンボジア・輸入石炭火力発電プロジェクト導入可能性調査。5 番、バンコク臨空型スマートコミュニティ開発計画調査。6 番、フィリピン・南アグサン州ワウ川小水力発電事業化調査。7 番、ブラジル・クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査。8 番、ベトナム・ハロン・ハイフォン道路 Bach Dang 橋整備調査。9 番、ベトナム・ビンズオン省における産業廃棄物処理・発電事業化調査。10 番、モザンビーク国産天然ガス利用メタノール製造計画調査ということでございます。あと、一点補足でございますが、今年度については、

経済産業省のほうから、第 2 回の公募は行わないと、第 1 回のみ採択、ということでした。以上です。

—— :

モンゴルは？

ジェットロ村上課長 (インフラ・プラントビジネス支援課) :

失礼いたしました。モンゴル、ありましたね。11 番。ごめんなさい。11 番、モンゴルのウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査と。民活が 11 件でした。

原科委員長 :

ありがとうございます。ちょっと急いで。何かご質問、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。今日はここまでにしておきます。

それでは、あと、さっきワーキングのこと申し上げたけど、それは将来のことですけど、次回の会合ですね、これをどうするかということでもあります。ちなみに今日の結果としては、10 月ぐらいがいいのかなという。いかがいたしましょう。10 月か 11 月か。

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

本来 11 月と思いますが、ワーキンググループの関係があるのであれば、10 月の例えば 5 日、もしくは 11 月の 12 が金曜日だと思いますので。

原科委員長 :

10 月の…。

総務部佐々木主幹 :

10 月の 5 日、もしくは例えば 12 の金曜日の今の時間。

原科委員長 :

ちょっと皆さん、調べていただいて。10 月の 5 日ないし 12 の金曜日。

塩田委員 :

10 月？

事務局 (ジェットロ総務部 佐々木主幹) :

10 月ですね。

原科委員長：

10 月。October.

塩田委員：

12？

事務局（ジェトロ総務部 佐々木主幹）：

アンケートを採らせていただくと、金曜日が圧倒的に。

原科委員長：

皆さんの、この場で今。5 日か 12 で、この場で皆さんよろしければ、その 2 つの案で他の委員にも、お伝えしましょうか。あるいは 5、12、19、3 つの日を用意しておいて。

松本委員：

同じ曜日だと、同じように授業が入って。

原科委員長：

あと 2 人は金曜、関係ないでしょう、欠席の方。

松本委員：

金曜日？

原科委員長：

金曜日、授業なの？

事務局（ジェトロ総務部 佐々木主幹）：

松本さん、金曜日はだめだ、とおっしゃってます。

松本委員：

後期はまた違うので。大学院なんて、学生がいなければなくなりますけど。わかんないです、今の段階では。金曜日、今のところ 3 コマ入ってますけど、学生が。

原科委員長：

じゃあ、木曜、一つ入れておくか。

松本委員：

木曜も 3 コマなんです。

原科委員長：

木曜も？ じゃあ水曜日。

松本委員：

水曜はだめです。ゼミがあります。ということで、さもない私立大学なので、あまり私のことは気にしないでください。「働かざる者、食うべからず」の私立大学なので。

原科委員長：

じゃあ、金曜であれしたほうがいいかな。

松本委員：

もう無視してください。

原科委員長：

場合によっては、金曜日、特別授業で、学生に来ていただけると。ゼミやれば、一緒に。じゃあ、5、12、19 で、やっていいですか、それで皆さんに伺う格好で。よろしいですか。私も出張の予定が入ってるんですけど、どこかその場合には、対応しますよ。じゃあ、その 3 日間で伺ってください。では、次回は 10 月の 5 日、金曜日ね。

それでは、次回は、そういうようなことにいたします。そしてワーキンググループは、その先に構成するかと思えますけども、ガイドライン改定に関しまして、論点の整理ですね。それから段取りについての、ご提案をいただくと。ですから、その間に、ジェットロのほうも、どういう段取りになるかという、あらかじめ想定をしていただければ、と思います。じゃあ、予定通りいきますか。15 分いかないで早く終わりそうです。よろしいですか。何か、田中委員。

田中委員：

ちょっと確認だけさせていただきたいんですけど。別添、この分厚いほうの別添資料 2 の ③というところに、資源関連案件用のスクリーニング様式というのと、その 2 つ、3 つ後のページに、一般案件用のスクリーニング様式が載っているんですけども、このスクリーニング様式の 2-③というところに、ステークホルダー協議について聞くことが書いてあるんですが、資源のほうと一般のようで、書き方が違うもんですから、これは以前に、JICA のほうの円借款などの場合には、ぜひ JICA のものを参考にさせていただきたい、というふうに申し上げておりましたので、JICA のほうに近いのは、資源関連案件用のほうが近いもんですから、この辺はまた、教えていただければと思います。

原科委員長：

この件は、大丈夫ですかね。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

はい。一般のほうと資源のほうと、スクリーニング様式の整合性ということですか。

田中委員：

ご検討いただければ。

ジェトロ村上課長（インフラ・プラントビジネス支援課）：

わかりました。伝えます。

原科委員長：

ありがとうございます。他には、よろしいでしょうか。それでは皆さんに宿題をお願いしましたけど、よろしくお願ひします。締め切りは 10 月末です。どうもありがとうございました。

/////////<終了>//////////